



対象サービス：全サービス

1. 国保連合会の一次審査の結果

国保連合会にて一次審査を行っており、事業所の届出内容、利用者の受給者証情報との照合等により、「問題ない」と判定された請求情報については、正常とされています。ただし、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものについては、国保連合会の審査による「返戻（エラー）」や「警告」として処理されます。

● 審査結果

- **正常** : 一次審査で問題ないと判定されたもの
(審査項目となっていない事項もあるため、二次審査にて返戻となる場合があります。)
- **返戻（エラー）** : 事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるもの
(二次審査で返戻（エラー）の請求を通すことはできません。)
- **警告** : 一次審査で機械的に判断がつかないもので、市町村等における二次審査で請求可否の判断となるもの



対象サービス：全サービス

2. 返戻・警告が多い請求について

(1) 返戻（エラー）

受給者証の資格に関するエラーが多数見受けられます。

必ず最新の受給者証を確認のうえ、請求を行ってください。

● エラーの多い項目

エラーコード	エラーメッセージ	対応方法
EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	受給者証の「受給者番号」を確認し、正しく入力してください。請求内容が正しければ、受給者証を発行している区役所へ確認をしてください。
EG12	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません	受給者証の「負担上限月額/適用期間」を確認し、請求内容が正しければ、受給者証を発行している区役所へ確認をしてください。
EH12	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません	受給者証の「支給期間」を確認し、請求内容が正しければ、受給者証を発行している区役所へ確認をしてください。



対象サービス：日中活動サービス
短期入所

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

警告の件数が多い項目を下記に挙げています。

各事業所において、本資料を参考にし、適正な請求事務を行ってください。

● 警告が多い項目

	エラーコード	エラーメッセージ	原因	対応方法等 掲載ページ
①	PP98,PP99 PQ02,PQ04	支給量：他の〇〇サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	他のサービスとサービス提供時間帯が重複している場合に警告となります。	P.5～P.6
②	PQ12,PQ13 PQ14,PQ15 PQ16	支給量：同じ日付に他の〇〇サービスの提供実績が存在しています	同日に日中活動サービスの請求がある場合に警告となります。	P.8～P.11
③	PP04	支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	介護給付費等明細書情報（明細情報）の同サービスの他事業所を含めて算出したサービス提供量の合計（及び契約支給量の合計）が、受給者証（支給決定）の決定支給量より多い。	P.14

障害福祉サービス費の請求審査（注意点）

対象サービス：日中活動サービス

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

① サービス提供時間の重複

《 原因 》

実績記録票のサービス提供時間が他のサービスのサービス提供時間帯と重複している場合に警告となります。

（例）

市町村番号:281006

提供実績記録票

様式種別:就労継続支援提供実績記録票

国保結果	警告		受付年月	令和〇年〇月
受給者証番号		受給者名		
事業所名称				
契約情報	就労継続支援B型:23日/月			

15:00～
提供時間
め警告が

日付	曜日	サービス提供 の状況	開始 時間	終了 時間	訪問支援特別加算		食事 提供	支																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
----	----	---------------	----------	----------	----------	--	----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

15:00～16:00がサービス提供時間が重複しているため警告が出ている。

市町村番号:281006

提供実績記録票

様式種別:居宅介護サービス提供実績記録票

国保結果		警告		受付年月		令和〇年〇月							
給者証番号				受給者名						障害児名			
業所名称													
契約情報		家事援助：7.5時間/月											
曜日	提供通番	提供回数	サービス内容	開始時間	終了時間	時間数	乗降回数	派遣人数	運転フラグ	ヘルパー	前月継続	初回加算	緊急対応加算
1月	1		家事援助	15:00	17:00	2.00		1		11			
8火	2		家事援助	15:00	17:00	2.00		1		11			
11木	3		家事援助	15:00	17:00	2.00		1		11			



対象サービス：日中活動サービス

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

① サービス提供時間の重複

《対応方法》

サービス提供実績記録票へ実際にサービスを提供した開始時間と終了時間を正確に入力してください。

※原則、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を請求することはできません。

《注意点》

※ 特に生活介護については、基本報酬区分の標準的なサービス提供時間に合わせるのではなく、事業所で利用者にサービス提供した開始時間と終了時間を入力してください。（P.6 参照）

※ 就労系サービスの在宅利用時の居宅介護等の利用については、就労系サービス事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所等に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供することができます。（就労系サービス事業所は「在宅時生活支援サービス加算」を算定）

2. 返戻・警告が多い請求について
(2) 警告

① サービス提供時間の重複

《生活介護サービス提供実績記録票の記載例》

市町村番号:281006

提供実績記録票

1/1

様式種別:生活介護サービス提供実

国保結果	正常	
受給者証番号		受給者名
事業所名称		
契約情報	生活介護 基本：23日	

提供年月	令和〇年〇月	
	事業所番号	

日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	算定時間数	食事提供加算	移動加算	体験利用加算	入浴支援加算	喀痰吸引加算	緊急時受入加算	集中的支援加算	備考
2	月		10:00	16:30	7.00								
3	火		10:00	17:00	7.00								
4	水		10:25	16:30	7.00								
5	木		10:00	17:00	7.00						1	1	
6	金		10:00	17:00	7.00						1	1	

従来通り利用者が事業所でサービス提供受けた開始、終了時間（来所、退所時間）を入力する。
※個別支援計画書に位置付けている標準的なサービス提供時間に合わせる必要はありません。

算定時間数は、算定区分に係る時間数（個別支援計画書に位置付けている標準的なサービス提供時間数）を入力する。

障害福祉サービス費の請求審査（注意点）



対象サービス：日中活動サービス
短期入所

2. 返戻・警告が多い請求について (2) 警告

② 日中活動サービスの同一日利用

《 原因 》

実績記録票のサービス提供日が他の事業所と重複している場合に警告となります。

※短期入所の場合は、サービス提供の状況の欄に「他サービス併給」の入力がない場合は警告となります。

(例)

市町村番号:281006

提供実績記録票

様式種別:就労継続支援提供実績記録票

国保結果	警告	受付年月	令和〇
受給者証番号		受給者名	
事業所名称			
契約情報	就労継続支援B型:23日/月		

日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	訪問支援特別加算 提供時間	算定時間	食事提供加算	支援	往	復	体制力
1	月		13:00	16:00							
2	火		13:00	16:00							
3	水		13:00	16:00							
4	木		13:00	16:00							

1日(月)が重複しているため、警告になっている。

市町村番号:281006

提供実績記録票

様式種別:生活介護サービス提供実績記録票

正常	受付年月	令和〇年〇月	掛
号	受給者名	障害児名	
示			
生活介護 基本:23日/月			

付	日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	算定時間数	食事提供加算	訪問支援特別加算 提供時間	算定時間	送迎加算 往	復	体験利用支援加算	入浴支援加算	喀痰等実算
1	月		10:00	12:00	6.00				1	1			
2	火		10:00	16:00	6.00				1	1			
4	木		10:25	16:30	6.08				1	1			
5	金		10:00	17:00	6.00				1	1			



主な対象サービス：日中活動サービス

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

②日中活動サービスの同一日利用

◆日中活動サービスの場合

《対応方法》

サービス提供実績記録票のサービス提供日を正しく入力してください。

※ 同一日に、複数の日中活動サービスの報酬を請求することはできません。

《補足》

※ 利用者の他の事業所の利用状況を把握する必要があります。（受給者証の別冊の確認等）

※ 利用者に対し、同日に複数の日中活動サービス事業所を利用することできない旨、事前にご説明ください。



対象サービス：短期入所

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

② 日中活動サービスの同一日利用

◆ 短期入所の場合

《対応方法》

- 短期入所と日中活動サービスを同日利用した場合、算定する報酬区分にご留意ください。
※ 日中活動サービスを同日利用した場合の算定区分で、請求してください。（P.10参照）
- 日中活動サービスを同日利用している日は、短期入所のサービス提供実績記録票のサービスの提供状況の欄に「他サービス併給」と入力してください。（P.11参照）

《補足》

- ※ 事業所は日中活動サービスを同日に利用していることを把握しておく必要があります。



対象サービス：短期入所

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

② 日中活動サービスの同一日利用

◆ 短期入所の場合

《 日中活動サービスと同日算定可能な報酬区分 》

- ・ 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）
- ・ 福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）
- ・ 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）
- ・ 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）
- ・ 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）
- ・ 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）
- ・ 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）

障害福祉サービス費の請求審査（注意点）

神戸市福祉局（障害者支援課）

対象サービス：短期入所

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

②日中活動サービスの同一日利用

◆短期入所の場合

≪短期入所サービス提供実績記録票の記載例≫

市町村番号:281006

提供実績記録票

1/1

様式種別:短期入所サービス提供実績記録票

国保結果	重度	受付年月	令和○年○月	提供年月	令和○年○月
受給者証番号		受給者名		障害児名	
事業所番号		事業所名称		事業所番号	
契約情報	短期 障害者：10日/月				

日付	曜日	算定日数	サービス提供の状況	送迎加算 往復	食事 提供 加算	備考
2	月	1		1	1	
3	火	1	1:他サービス併給			
9	月	1	1:他サービス併給			
10	火	1	1:他サービス併給		1	

日中のみの利用の場合、「日中のみ」を記載する。
その他サービスと併給して利用した場合（日中に短期入所サービスを提供していないと整理した場合も含む）、「他サービス併給」を記載する。



対象サービス：全サービス

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

③支給量の超過

《原因》

サービス提供月の同サービスの別の事業所を含め算出した請求明細書のサービス提供量（及び契約支給量）の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えている場合に警告となります。

※（例）を次ページに記載しています。

障害福祉サービス費の請求審査（注意点）

対象サービス：全サービス

（例）生活介護の場合

受給者証記載例

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分5
認定有効期間	令和 4年 1月 1日から令和 6年12月31日まで
サービス種別	生活介護
支給量等	生活介護基本 生活介護加算 重度障害者支援 ※1
支給決定期間	令和 4年 1月 1日から令和 6年12月31日まで

※1 の記載の場合、提供月の日数－8日が上限

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	0 円
適用期間	

予備欄
※1 通所施設等の場合は、当該月の日数－8日／

市町村番号:281006

明細書（介護給付費）

し、それぞれの提供量を合算した場合、
超過している場合も警告となります。

受付年月	サービス提供年月	国保結果										
202411	202410	2:警告										
受給者証番号	受給者氏名		児童氏名									
事業所番号	事業所名				地域区分	A型減免措置実施						
					4	1						
上限管理	事業所番号	事業所名				管理結果	管理結果額					
							0					
日中介護等 支援	事業所番号	事業所名				当該事業所への通所日数						
サービス種類	22	利用開始日	20210901	利用終了日		利用日数	24	入院日数	0	外泊日数	0	

受給者証の支給量（31日-8日＝23日）を超えているため、警告が出ている。
※2つ以上の同サービスの事業所を利用し、それぞれの提供量を合算した日数が超過している場合も警告となります。



対象サービス：全サービス

2. 返戻・警告が多い請求について

（2）警告

③支給量の超過

《対応方法》

受給者証の（二）介護給付の支給決定内容または（四）訓練等給付の支給決定内容及び（六）予備欄で、各サービスの「決定支給量」をご確認ください。

※原則、「決定支給量」を超えた分は請求できません。

《注意点》

※複数事業所をご利用の場合は、事前に事業所間でサービス提供量をご確認ください。（受給者証の別冊も活用ください）

また、それを踏まえたうえで、個別支援計画を作成し、計画に基づき、サービス提供をしてください。個別支援計画と実績が異なる場合、計画の見直しを行ってください。



対象サービス：全サービス

3. 過誤申立（請求の取り下げ）・再請求について

警告の精査等により、請求明細書の請求内容に誤りが判明した場合は、誤った請求を取り下げる必要があります。そのうえで、正しい請求内容で再請求を行ってください。

取り下げを行うタイミングにより取扱いが異なりますのでご注意ください。

● 取り下げ期間別取り扱い

取り下げを行う期間	対応方法
請求受付期間内 （1日から10日まで）	返戻依頼書は提出せずに、伝送の請求を修正または取り下げてください。
請求月の11日～20日まで	返戻依頼書を障害者支援課までFAXで送付してください。 ※提出期間は請求月の11日～20日までです。 FAX：078-322-6065
請求月の21日以降	月末までに過誤申立書等を障害者支援課まで提出してください。 電子申請（e-KOBE）による受付を開始しています。 ※令和7年3月末日をもって、郵送での受付は終了。

障害福祉サービス費の請求審査（注意点）

神戸市福祉局（障害者支援課）



対象サービス：全サービス

3. 過誤申立（請求の取り下げ）・再請求について

手続きの詳細については、神戸市ホームページで確認してください。

神戸市HP「請求の取り下げ（返戻・過誤）」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/henreikago.html>